

チャレンジ応援資金（事業承継支援資金）のご案内

この資金は、事業承継に取り組む府内中小企業者（又はその代表者）に必要な資金を融資するものです。

1. 利用資格

〈無保証人型〉略称：府 承継無

府内において事業を営んでいる中小企業者で、次のア～エの全ての要件を満たし、以下の①又は②のいずれかに該当する方

- ア 資産超過であること
- イ 返済緩和中でないこと
- ウ EBITDA有利子負債倍率（＊）10倍以内
＊（借入金・社債-現預金）／（営業利益＋減価償却費）
- エ 法人と経営者の分離がなされていること
- ① 3年以内に事業承継（＝代表者交代）を予定する「事業承継計画」を有する法人
※事業承継特別保証を複数回利用する場合は、事業承継特別保証 1 回目の保証日から3年以内に保証申込みを行うものに限りです。
- ② 代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じているとして、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者

〈計画承認型〉略称：府 承継計画

府内において事業を営んでいる中小企業者（又はその代表者等）で、以下の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者（工業法人、組合、特定非営利活動法人、医療法人を除く）
- ② 中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者（工業法人、組合、特定非営利活動法人、医療法人を除く）の代表者個人
- ③ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者（工業法人、組合、特定非営利活動法人、医療法人を除く）
- ④ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた「事業を営んでいない個人」（＊）
- ⑤ 事業会社の株主等から株式・事業用資産等を買取るため、新たに設立された持ち株会社

（＊）後継者の方が代表者に就任する前・開業する前に融資実行を受ける必要があります。

中小企業者とは次のいずれかに該当する方です。

- 中小企業信用保険法第2条第1項に定める
- 資本または出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下の会社
 - 常時使用する従業員数が 300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下の会社、特定非営利活動法人、個人
 - 常時使用する従業員数が 300人以下の医業を主たる事業とする法人（個人の場合は100人以下）
 - 中小企業等協同組合等（窓口でご確認ください。）
- なお、政令で資本金額や従業員数について、別に基準が定められている業種があります。

なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。
この制度を利用できない主な例は6ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

2. 取扱金融機関

都 市 銀 行	みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそな
地 方 銀 行	あいち、阿波、池田泉州、伊予、香川、関西みらい、紀陽、京都、高知、三十三、滋賀、四国、静岡、但馬、徳島大正、富山第一、名古屋、南都、百十四、福井、福邦、北陸、北國、みなと
信 用 金 庫	尼崎、永和、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、北おおさか、きのくに、京都、京都中央、播州、枚方
信 用 組 合	大阪協栄、近畿産業、成協、大同、中央、のぞみ、ミレ
政 府 系	商工組合中央金庫
そ の 他	ＳＢＪ

3. 融資限度額 及び 融資条件

(1) 融資限度額 2億円、うち無担保 8,000万円 (注-1)
無保証人型②、計画承認型①、③は、それぞれ別に限度額2億円(うち無担保8,000万円)を有します。

(注-1) この融資は信用保証付きですので、大阪信用保証協会および他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問い合わせください。

(2) 融資条件

		資金使途	融資利率 (注-2)	融資期間	返済方法 (注-2)	信用保証料 (注-3)
無保証人型	利用資格①	事業承継時までに必要な事業資金 (注-4)	年1.4%以下 (固定金利)	10年以内	毎月元金均等分割返済 据置期間：12ヵ月以内	信用保証協会の定める料率
	利用資格②	代表者の個人保証が提供されている保証協会保証付き融資の借換え資金及び借換えに要する資金				
計画承認型	利用資格①、②、③	株式、事業用資産等の取得資金	年1.4%以下 (固定金利)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	毎月元金均等分割返済 据置期間：12ヵ月以内	信用保証協会の定める料率
	利用資格④					年0.95% (有担保) 年1.15% (無担保)
	利用資格⑤			無担保15年以内 有担保20年以内	毎月元金均等分割返済 据置期間：24ヵ月以内	年0.95% (有担保) 年1.15% (無担保)

(注-2) 融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に金融機関にご確認ください。
据置期間中は利息のみの返済となります。

(注-3) 決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)等により確認できる会社については、協会の定める料率から0.1%を割引します(無保証人型において、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートを提出し、保証料率の軽減を希望する場合を除く。)

(注-4) 既往借入金を借り換える場合、対象となる既往借入金は、個人保証が提供されている保証協会保証付き融資に限ります(信用保証協会の保証の付かない所謂金融機関プロパー融資は対象外)。

(3) 担 保 有担保の申込みの場合には、不動産 (注-5)、有価証券等の確実な担保が必要です。

(注-5) 農地、山林、雑種地、原野、仮登記物件など、現状によって担保として不適格なものがありますので、詳しくは大阪信用保証協会にご相談ください。

(4) 連帯保証人(計画承認型のみ) 以下のとおり必要です。

	利用資格①	利用資格②	利用資格③	利用資格④	利用資格⑤
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。	必要となる場合があります。ただし、申込人が代表者を務める会社以外の連帯保証人は原則不要です。	必要となる場合があります。ただし、法人代表者および承継元会社以外の連帯保証人は原則不要です。 (注-6) (注-7)	必要となる場合があります。ただし、申込人が経営を承継する会社以外の連帯保証人は原則不要です。 (注-6)	必要となる場合があります。ただし、持株会社代表者および事業会社以外の連帯保証人は原則不要です。 (注-8)

(注-6) 承継元が個人(個人事業主)の場合は、当該個人の連帯保証は不要。

(注-7) 資産超過であること等の財務要件を備えていることについて認定を受け、所定の資格要件に該当する場合は、連帯保証人不要。

(注-8) 有担保の場合、もしくは後継者が既に事業会社の代表者となっている場合は、事業会社の保証は不要。

4. 融資申込に必要な書類

大阪信用保証協会所定の「信用保証委託申込書【緑色】」および次の書類が必要です。
なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。（注－9）

添付書類			確認欄
(1) 信用保証委託契約書（注－10）（令和3年7月1日保証申込受付分より、貸付実行時に作成のうえ提出）			1
(2) 申込人（企業）概要（前回保証時から変更がない場合は省略可）			1
(3) 資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）			1
(4) 保証人等明細			(1)
(5) 同意書（注－11） ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）※取扱金融機関所定の様式の場合があります。			各1
(6) 法人の場合	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（注－12） ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		2
	決算書および附属明細書（写） ※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		2
	確定申告書（写）【別表1、4、5など】（※1）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。（注－12） （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		2
(7) 個人の場合	確定申告書（写）（※1）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。（注－12） （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		2
(8) 印鑑証明書（注－13）	申込人		1
	連帯保証人（法人代表者）・担保提供者 等（注－11）		(1)
(9) 納税証明書等（注－14）（注－15）			1
(10) 担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後3ヵ月以内のもの）			(1)
(11) 担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格および時価を記載した説明書			(1)
(12) 設備投資にかかる契約書（写）・見積書（写） 等			該当するもの各1通
(13) 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）			
(14) 申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可、原則発行後3ヵ月以内のもの）（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）			
(15) 申込人（法人にあっては代表者）および連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本（原則、発行後3ヵ月以内のもの）または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。			
	無保証人型①	①事業承継計画書 ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） ④他行借換依頼書兼確認書（既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含むとき） ⑤ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（保証料率の軽減を希望する場合）	各1
	無保証人型②	①中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請書（写） ②事業承継計画書 ③財務要件等確認書 ④借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） ⑤他行借換依頼書兼確認書（既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含むとき） ⑥ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（保証料率の軽減を希望する場合）	各1
	計画承認型①	中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請書（写）	各1

(16)	確認書等	計画承認型②	①中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請書（写） ②認定申請の提出書類（写） ③認定中小企業者の定款（写）、確定申告書直近2期分（写）、試算表、実態バランスシート	各1	
		計画承認型③	①中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請書（写） ②認定申請の提出書類（写） ③今回取得する株式、事業用資産等に関する書類 ④「他の中小企業者」の確定申告書直近2期分（写）、試算表、実態バランスシート ⑤「他の中小企業者」が会社の場合、当該会社代表者の印鑑証明書及び個人情報同意書	各1	
		計画承認型④	①中小企業経営承継円滑化法に基づく府の認定書及び認定申請書（写） ②認定申請の提出書類（写） ③今回取得する株式、事業用資産等に関する書類 ④「他の中小企業者」の確定申告書直近2期分（写）、試算表、実態バランスシート ⑤「他の中小企業者」が会社の場合、当該会社代表者の印鑑証明書（注－13）及び個人情報同意書（注－11）	各1	
		計画承認型⑤	①事業承継計画書（所定様式） ②株式評価証明書（所定様式） ③持株会社及び事業会社の株主名簿 ④事業会社の確定申告書直近2期分（写）、試算表、実態バランスシート、定款（写） ⑤事業会社の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）及び印鑑証明書（注－13）	各1	
(17)	「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 ※経営者保証を提供しない場合は不要。ただし、作成者は事業者ではなく、受付機関とする。			1	
(18)	その他、必要と認められる書類			1	

『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資をご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して、あらかじめお客様の同意をいただいています。

- (注－9) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証、印鑑登録証明書等)を求められることがあります。また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (注－10) 令和3年7月1日保証申込分より、貸付実行時に作成のうえ提出となります。信用保証委託契約書は、申込者、連帯保証人が必ず自署(捺印)してください。
- (注－11) 申込人以外の方が担保を提供する場合は、担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書および印鑑証明書が必要です。令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)に、保証の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出が必要です。
- (注－12) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要(写し可)です。2回目以降は変更がある場合等に必要となる場合があります。
書面による申告を行っている場合、以下のいずれかが必要です。①所得税・法人税に係る納税証明書(その1またはその2)②所得税・法人税に係る納付書③通帳写し等所得税・法人税の納税が確認できるもの。※ただし、令和6年12月31日以前の確定申告書(書面)については税務署受付印による確認を可能とします。
- (注－13) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要(写し可、原則最近3ヵ月以内のもの)。2回目以降は変更がある場合等に必要。
- (注－14) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。

納税証明書等
1. 事業税（注－16） 2. 所得税（その1またはその3） 3. 法人税（その1またはその3） 4. 府・市町村民税（注－17） 5. 法人府民税 6. 法人市町村民税 のいずれかの当該事業に係る納税証明書1通。 なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、次のいずれか1通。 ・事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。（当該事業に係るもの。）
【申込人が事業を営んでいない個人の場合】 1. 所得税 2. 府・市町村民税 のうちのいずれかの「課税証明書」又は「所得証明書」のいずれか1通（所得の種類がわかるもの）
新規担保提供での申し込みの場合は、担保提供者の納税証明書が必要です。
1. 所得税（その3） 2. 消費税（その3） のいずれかの納税証明書1通（注－18）

- (注－16) 事業税の納税証明書で「確定額、納付額および未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。
- (注－17) 当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。
- (注－18) 条件担保の場合で、金融機関の同意がある場合は省略可

5. 融資を受けられた後に必要な書類

- (1) 領収証（写）等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください（設備資金として融資を受けられた場合）。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期（申告期）が到来した場合、取扱金融機関または大阪信用保証協会より決算書（申告書）等の提出の依頼がありますので、提出してください。
なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。
- (3) 計画承認型⑤の場合、融資実行後、持株会社の初年度の事業年度終了の日から4ヵ月以内に、資金使途の確認資料を取扱金融機関及び保証協会へ提出する必要があります。
 - ①株式譲渡契約書の写し
 - ②事業承継計画実施後の事業会社の株主名簿の写し
 - ③事業用資産を取得したことが確認できる書類の原本又は写し

6. 申込窓口 及び 相談窓口

★ 申込窓口：各取扱金融機関

- ◇申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、事前に取扱金融機関にご相談ください。
- ◇無保証人型の申込みについては、与信取引のある金融機関に限ります。

★ 経営承継円滑化法に係る相談（認定）窓口

- ◇ 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課（経営支援グループ）
TEL 06-6210-9490

★ 融資に関する相談窓口：

- ◇ 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課（制度融資グループ）
TEL 06-6210-9508

- ◇ 大阪信用保証協会

本	店	TEL 06-6131-7321	サポ-トオフィス	TEL 06-6260-1730
東大阪支店	TEL 06-6781-9511	堺支店	TEL 072-223-3011	
千里支店	TEL 06-6835-3005	門真支店	TEL 06-6906-2511	

（※本店のお客様の申込相談・受付等は原則としてサポートオフィスで行っています。）

- ※ 制度融資および大阪信用保証協会に関するご意見等については府金融課（制度融資グループ）までご連絡ください。
TEL：06-6210-9508
FAX：06-6210-9510



◆制度をご利用いただけない主な例

I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗等の観点から問題がある場合）、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人などの場合

II. 信用保証協会との取引について

- ① 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ② 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ③ 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
- ④ 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

III. 金融取引等について

- ① 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
- ② 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

IV. 財務内容等について

- ① 税金を滞納し、完納の見通しがたたないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ② 借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③ 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④ 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥ これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

V. その他

- ① 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合
（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く）
- ② 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤ 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥ 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
- ⑦ 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧ 申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

- このご案内は、チャレンジ応援資金（事業承継支援資金）の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- その他ご不明な点は、取扱金融機関までお問い合わせください。
- 申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、取扱金融機関および保証協会が審査し、融資および保証の諾否、決定金額について通知します。
（各取扱金融機関からご連絡します。）
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。
このような代行業者は、大阪府および大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくことになりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。
なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。
ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。